

第7回 部活動のあり方を 考えるミニ研究集会

趣旨説明

学習院大学 長沼豊

部活動の不思議を語り合おう



長沼 豊



部活動

文化部活動のあり方を問う

改革2.0

長沼 豊 編著



部活動問題は、運動部だけではない!

文化部活動に焦点を当てた

部活動改革第2章

スタート!!!

自主的、自発的な部活動をめざして!



文化部活動の実態と課題、解決に向けた方策を
研究者と実践者のコラボにより提示する



日本部活動学会を設立

- 2017年12月
- 部活動のあり方を分析・考察し、理論と実践を往還させる
 - ⇒ 新たな可能性を提案する
- 知の蓄積を図る
- 研究者、実践者、保護者、市民等のコラボで学び合い研鑽する



■きょうのテーマ■

部活動、全員顧問制から選択制へ
～顧問をしていない教師の本音から～

■きょうの趣旨■

学校の部活動は教育課程外の教育活動であり、顧問については「必ずしも教師が担う必要がない業務」（文科省）とされています。

しかし現実には全員顧問制が続き、そのために辛い思い、苦しい経験をしている教師も少なくありません。

では教師が顧問をしない道はどう切り開くのか、実際に顧問をしていない現職教師をお迎えし、管理職とのやりとり、周囲の反応、教師生活などについて伺います。

それらを踏まえ全員顧問制から選択制に移行するためのアイディア（教師、学校、教育委員会がそれぞれ出来ること）を長沼が提案します。

学習指導要領における「部活動」

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。

「中学校学習指導要領」総則、2017年

生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要である。また、文部科学省が実施した教員の勤務実態調査の結果では、中学校教諭の部活動に係る土日の活動時間が長時間勤務の要因の一つとなっており、その適切な実施の在り方を検討していく必要がある。

「中学校学習指導要領解説 総則編」2017年

全員顧問制の実態

- 全教員が務めることにしている学校
88.3%
- 希望者が務めることにしている学校
5.3%

(2018年2月スポーツ庁)

顧問の実態

運動部では、自ら経験したことのある部を担当している教員は47.9%

(⇒約半数は未経験の素人が担当しているということ)

(2014年日本体育協会「学校運動部活動指導者の実態に関する調査報告書」)

文化部では、運動部に比べて外部指導者の利用の割合は少ない

(2017年スポーツ庁調べ)

部活動 3 原則 (長沼)

- ① 生徒の部活動への参加は任意である
(全員加入制を廃止する)
- ② 教員の部活動顧問への就任可否は選択できる
(全員顧問制を廃止する)
- ③ 部活動の顧問は辞書的意味の顧問である
(技術・技能の指導者である必要はない)

国レベルでは

- ・文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン（文化庁）（座長・長沼豊）では、この3原則を盛り込み、さらに「顧問」と「指導者」を書き分けている
- ・顧問については「必ずしも教師が担う必要がない業務」（文科省）

必ずしも教師が担う必要はない

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等 (事務職員等)</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑦校内清掃 (輪番、地域ボランティア等)</p> <p>⑧部活動(部活動指導員等)</p> <p>部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。</p>	<p>⑨給食時の対応 (学級担任と栄養教諭等との連携等)</p> <p>⑩授業準備 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑪学習評価や成績処理 (補助的業務へのサポートスタッフの参画等)</p> <p>⑫学校行事の準備・運営 (事務職員等との連携、一部外部委託等)</p> <p>⑬進路指導 (事務職員や外部人材との連携・協力等)</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応 (専門スタッフとの連携・協力等)</p>

「超勤4項目」に部活動はない

「教育職員については、正規の勤務時間の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務を命じないものとする」と（抜粋）、「教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限るものとする」こと。

イ 校外実習その他生徒の実習に関する業務

ロ 修学旅行その他学校の行事に関する業務

ハ 職員会議（設置者の定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務

ニ 非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務」

「公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令」 2003年

変わらないのはなぜ？ 変えられないのはなぜ？

- 顧問はするものだと刷り込まれている？
- 法令を理解していない？
- 同調圧力？
- 強大な力がある？ 管理職？ ○○連？
⇒ 現場の教員に聞きたい

変えるためにはどうするのか？

- 顧問に就任しなかったきっかけは？
- 顧問に就任しなかった方法は？
- 周囲の反応は？
- ワークライフバランスはどう変わったか？

⇒ 顧問をしていない教員に聞きたい

■発言者と内容■

世良蘭丸（Twitter名） 公立中学教諭

ホワイト学年主任！ /Mr.White

（Twitter名） 私立高校教諭

- 管理職とのやりとり
 - 周囲の反応
 - 教師生活など